

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年2月29日（令和6年（行情）諮問第204号）

答申日：令和6年5月31日（令和6年度（行情）答申第114号）

事件名：特定の開示決定等に係る決裁文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「防官文第13043号に係る決裁文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年11月9日付け防官文第16242号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）文書の特定が不十分である。

ア 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）（準備書面（1）（平成24年11月22日）8頁）（別紙1（略））である。

イ 国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成18年3月 総務省行政管理局情報公開推進室）は、「行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である」（表紙から22枚目）と定めている。

ウ ア及びイの理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

エ そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定・明示を求めるものである。

(2) 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報の特定を求めるものである。

(3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

(4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

(5) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「防官文第13043号に係る決裁関連文書の全て」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、平成29年11月9日付け防官文第16242号により、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年1か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請

求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

本件対象文書のうち、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別紙のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式の特定及び明示を求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。
- (2) 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和6年2月29日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年3月22日 | 審議 |
| ④ 同年5月20日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、別紙の通番5の「不開示とした部分」欄には「行政文書開示請求書中、開示請求者の氏名、住所、郵便番号及び電話番号」と記載されているが、当審査会において本件対象文書を見分したところ、上記行政文書開示請求書中、当該情報が記載されていると思われる部分にはマスキングが施されていることが確認でき、同行政文書開示請求書には当該情報の記載が存在しないものと認められる。

当該不開示部分は、本件対象文書において存在しない部分であることから、当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 職員の氏名等について

ア 別表の通番1、8及び10に掲げる不開示部分には、防衛省において作成された文書に係る起案者、決裁者及び担当者の氏名及び職名等が記載されていることが認められる。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該不開示部分を不開示とすべき理由について確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分を開示すると、特定部署内の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、さらには特定部署内の業務や各職員の異動先の業務に関して執拗に開示請求等が行われ、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

ウ 上記ア及びイを踏まえて検討すると、本件については、当該各部分を公にすることにより、特定の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の上記イの説明は否定し難く、これを覆すに足りる事情も認められない。

そうすると、当該各部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 連絡先及び内線番号について

ア 別表の通番2、9及び11の不開示部分には、防衛省において作成

された文書に係る起案者の連絡先及び担当者の内線番号が記載されていることが認められる。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該不開示部分を不開示とすべき理由について確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は、一般に公開されていない情報であり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、不開示とした。

ウ 上記ア及びイを踏まえて検討すると、当該各部分を公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の上記イの説明は否定し難く、これを覆すに足りる事情も認められない。

そうすると、当該各部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 個人に関する情報について

別表の通番3, 4, 6, 7, 12及び13の不開示部分には、開示請求者又は審査請求人の氏名、郵便番号、住所、年齢、電話番号及び印影が記載されていることが認められる。

当該各部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該各部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

上記1のとおり、原処分に係る開示決定通知書には、情報がマスキングにより存在しないにもかかわらず、当該情報と思われる情報を不開示としている部分があることが認められる。

これは、原処分において、慎重さに欠ける不適切な対応であったといわざるを得ず、今後、処分庁においては、開示決定等に当たって、同様の事態が生じないように、正確かつ慎重な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び6号

柱書きに該当するとして不開示とした決定については，不開示とされた部分は，同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので，妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫，委員 田村達久，委員 野田 崇

別紙（不開示とした部分及びその理由）

通番	不開示とした部分	不開示とした理由
1	起案用紙中、「起案者」欄及び「決裁・供覧」欄の一部	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であって、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
2	起案用紙中、「連絡先」欄	国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
3	裁決書案中、審査請求人の住所及び氏名	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
4	裁決書の謄本の送付書案中、審査請求人の氏名	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
5	行政文書開示請求書中、開示請求者の氏名、住所、郵便番号及び電話番号	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
6	行政文書開示決定通知書中、開示請求者の氏名	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
7	審査請求書中、審査請求人の氏名、印影、住所、郵便番号及び年齢	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
8	回答文書中、担当者の名	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であ

		<p>って、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。</p>
9	<p>回答文書中、担当者の内線番号</p>	<p>国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。</p>
10	<p>照会文書中、担当者の名</p>	<p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。</p>
11	<p>照会文書中、担当者の内線番号</p>	<p>国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。</p>
12	<p>裁決書中、審査請求人の住所及び氏名</p>	<p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。</p>
13	<p>裁決書の謄本の送付書中、審査請求人の氏名</p>	<p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。</p>